

本件の概要文書は、下記の消費者支援機構関西のウェブサイトをもって代えます。

2022年9月1日 株式会社ハハハラボが通信販売サイトで販売する「JOMOTAN1個トクトクコース」の広告画面及び購入時の最終確認画面には特定商取引法上の問題があるとの判断に至り、差止めを求める「申入書」および、消費者団体としての任意の要請である「要請書」を送付しました。

<https://www.kc-s.or.jp/archives/10001201/>

2022年11月29日 株式会社ハハハラボへの「申入書兼要請書」に対して回答が届きました。

[https://www.kc-s.or.jp/archives/10001236](https://www.kc-s.or.jp/archives/10001236/)

2023年3月30日 株式会社ハハハラボに対して「再申入書」をお送りしました。

[https://www.kc-s.or.jp/archives/10001251](https://www.kc-s.or.jp/archives/10001251/)

2023年6月20日 (株)ハハハラボからの2023年5月8日のメールでの「回答」を受けて、「ご連絡」を送付しました。

[https://www.kc-s.or.jp/archives/10001272](https://www.kc-s.or.jp/archives/10001272/)

2023年11月28日 株式会社ハハハラボが運営する通販サイトの表示の改善を受けて、申入れ活動を終了しました。

[https://www.kc-s.or.jp/archives/10001309](https://www.kc-s.or.jp/archives/10001309/)